

2 食物アレルギー対応

- ①瑞穂町食物アレルギーマニュアル（H30.3）での対応を原則とする。
- ②年度末に実施する「学校給食における食物アレルギー対応申請書」で、食物アレルギーの実態を把握し、年度始めに全職員で情報を共有する。
- ③食べられない給食メニューがある場合は学級担任・保護者・養護教諭で面談を実施し、以下の4点について確認する。（そば・ピーナッツ・キウイフルーツ・牛肉は給食で出ない）
 - ・給食センターから送付される「アレルギー用献立表」を毎月末保護者に配布する。
 - ・保護者はメニュー表を確認し、食べられないメニューにマーカーをつけて学級担任に戻す。
 - ・学級担任、養護教諭は保護者のチェックを確認し、教室の前方にメニューを掲示する。
 - ・給食時は、担任と養護教諭が除去食の確認をする。
 - ・給食時補教になる場合は、学級担任が補教用紙にアレルギー対応の有無を記入する。※ごく軽度の口腔アレルギー症候群の場合や、保護者の協力が難しい場合は、対応の変更もあり得る。